

秋田県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成29年10月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	御所野安田線	A	横手市幸町260番2地先から本町45番2地先まで	10.00 ~ 70.50	0.647
	新	御所野安田線	A	横手市幸町260番2地先から本町45番2地先まで	10.00 ~ 70.50	0.647
	旧	御所野安田線	B	横手市幸町252番地先から本町45番6地先まで	8.20 ~ 31.10	0.501

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成29年10月10日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）